

議案第59号

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月27日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第●号)を踏まえ、改正する必要があるため提案する。

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当支給条例（昭和47年南風原村条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（期末手当の特例措置）

2 令和5年12月に支給する期末手当については、改正後の特別職の職員で常勤のものゝ期末手当支給条例第3条の規定に関わらず、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。